

一般社団法人 日本ロボット学会 ロボット工学セミナーの運営に関する内規

2014年12月5日事業計画委員会制定

第1条（災害時の判断）

日本ロボット学会主催のロボット工学セミナー（以下「セミナー」という）では、台風等により、気象庁からセミナー開催会場地域に各種警報（以下「警報」という）が発令された場合、以下の基準によりセミナーを中止する。

- （1）午前開始のセミナー：午前6時までに警報が解除されない場合。
- （2）午後開始のセミナー：午前9時までに警報が解除されない場合。

第2条（中止時の対応）

セミナーが第1条の判断により中止となった場合、以下の通り対応を行う。

- （1）参加申込者がすでに参加費を支払っている場合、返金を行う。
- （2）参加申込者へのテキスト等の販売・配布は行わない。
- （3）講師への謝金の支払は行わない。
- （4）すでに経費（交通費、機材の運搬費等）が発生している場合に限り、必要な費用を講師へ支払う。

第3条（当日配布テキストの取扱）

当日配布するテキストは当日参加への配布のみとし後日販売等は行わない。またテキストの内容について、著作権は講師各位に帰属し、日本ロボット学会への著作権の譲渡は不要とする。

第4条（内規の改廃）

この内規の改廃は、事業理事が提案し事業計画委員会の承認を得て行い、理事会へは改廃の報告を行う。

附則

1. この内規は2014年12月5日より実施する。